

○北信保健衛生施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和 57 年 3 月 26 日 条例第 8 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号

北信保健衛生施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する事項は、中野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 17 年中野市条例第 43 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。